正八位

山下　和夫

正六位に叙する（各通）

佐藤　智子　佐藤　喜行

従六位に叙する（各通）（以上七月三十日）

（神戸大学名誉教授）

家治川　豊

（高知大学名誉教授）

向原　寛

正四位に叙する（各通）

（山梨大学名誉教授）

武藤　真三

従四位に叙する

（外務事務官）

黒神　護

正五位に叙する

藤田　豊

従五位に叙する

向田　源吉

従六位に叙する（以上七月三十一日）

従七位

清水　強

従五位に叙する

金田　傳之　鈴木　一則

正八位

正六位に叙する（各通）

（茂原市議会議員）

伊藤　亨　望月　住夫

従六位に叙する（各通）

石原記念男

正七位に叙する（以上八月一日）

西岡　昭三

従五位に叙する

金森　幹雄

従六位に叙する（以上八月二日）

永易　仁史

正五位に叙する（八月四日）

安部　忠夫

正五位に叙する

石川　健藏

従五位に叙する（以上八月五日）

○叙勲

淺田　耕平

旭日双光章を授ける（七月二十七日）

畑佐　巖

旭日単光章を授ける（七月二十九日）

藤田　豊

旭日小綬章を授ける

岩崎　立志　菅井　稔

旭日単光章を授ける（各通）（以上七月三十一日）

（茂原市議会議員）

伊藤　亨

旭日双光章を授ける

冨永　明

旭日単光章を授ける（以上八月一日）

西岡　昭三

旭日小綬章を授ける（八月二日）

岡　憲　坂東　紋次

瑞宝双光章を授ける（各通）

川原　寛　佐藤　守

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十七日）

山本　龍男　米家　一世

瑞宝小綬章を授ける

岡本　雄一

笹原　芳信　津田　啓二

瑞宝双光章を授ける（各通）

大金　武博　菊池　敏章

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十八日）

高橋　政明　野沢　誠吉

瑞宝中綬章を授ける

（東京大学名誉教授）

笠木　伸英

宮下　淳

瑞宝小綬章を授ける

太田　文雄　太田　滿夫

児玉　功　尾崎　淳

丸山　充平　松井　蕃

瑞宝双光章を授ける（各通）

武永　繁明

小田中　清　近藤　寛治　福井　正

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十九日）

児玉　弘幸

瑞宝中綬章を授ける

仁科　聰　野口　始男

瑞宝小綬章を授ける（各通）

今村　浩哉　若林　俊彦

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上七月三十日）

（高知大学名誉教授）

向原　寛

瑞宝中綬章を授ける

（山梨大学名誉教授）

武藤　真三

瑞宝小綬章を授ける

（外務事務官）

黒神　護　田中　一雄

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上七月三十一日）

石原記念男

瑞宝双光章を授ける（八月一日）

大畑　剛　金森　幹雄

瑞宝双光章を授ける（各通）（八月一日）

岡本　登　水木　重雄

旭日単光章を授ける（各通）（以上七月三十一日）

伊藤　亨

旭日双光章を授ける

冨永　明

旭日単光章を授ける（以上八月一日）

西岡　昭三

旭日小綬章を授ける（八月二日）

坂東　紋次

瑞宝双光章を授ける（各通）

佐藤　守

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十七日）

米家　一世

岡本　雄一

瑞宝小綬章を授ける

津田　啓二

瑞宝双光章を授ける（各通）

菊池　敏章

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十八日）

野沢　誠吉

笠木　伸英

宮下　淳

瑞宝小綬章を授ける

尾崎　淳

松井　蕃

瑞宝双光章を授ける（各通）

福井　正

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十九日）

児玉　弘幸

瑞宝中綬章を授ける

野口　始男

瑞宝小綬章を授ける（各通）

若林　俊彦

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上七月三十日）

向原　寛

瑞宝中綬章を授ける

（山梨大学名誉教授）

武藤　真三

瑞宝小綬章を授ける

（外務事務官）

黒神　護　田中　一雄

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上七月三十一日）

石原記念男

瑞宝双光章を授ける（八月一日）

金森　幹雄

瑞宝双光章を授ける（各通）（八月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月二十二日午前十一時一分御出門、長野県及び群馬県へ行幸啓、同月二十九日午後六時四十四分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、九月一日スロバキア国の憲法記念日につき、八月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月一日ウズベキスタン国の独立記念日につき、八月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

和歌山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、和歌山県最低賃金（昭和55年和歌山労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月２日

和歌山労働局長　中原　正裕

第４号中「１時間715円」を「１時間731円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岡山県最低賃金（昭和55年岡山労働基準局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月２日

岡山労働局長　三上　明道

第４号中「１時間719円」を「１時間735円」に改める。

公　告

諸　事　項

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２７年（家）第７２８号

岡山県津山市山北696番地２

申立人　政広　雄造

本籍岡山県津山市神戸148番地、最後の住所岡山市中区西川原１丁目14番７号　コーポホワイトⅡ106号室、死亡の場所岡山市中区、死亡年月日推定平成26年８月19日、出生の場所岡山県苫田郡芳野村、出生年月日昭和27年６月10日、職業無職

被相続人　亡　中元　三貴

催告期間満了日　平成28年３月13日

岡山家庭裁判所津山支部

平成２７年（家）第１２５号

福岡県直方市新町３丁目１番６号

申立人　林　正隆

本籍鹿児島県出水市福ノ江町527番地、最後の住所福岡県宮若市長井鶴885番地１、死亡の場所福岡県宗像市、死亡年月日平成26年７月24日、出生の場所福岡県北九州市小倉区、出生年月日昭和39年３月12日、職業無職

被相続人　亡　野中　豊広

催告期間満了日　平成28年３月23日

福岡家庭裁判所直方支部

平成２７年（家）第２９７号

大分市中島西３丁目２番26号大分弁護士ビル５階弁護士法人古庄総合法律事務所

申立人　弁護士　古庄　玄知

本籍佐賀県唐津市東唐津３丁目151番地、最後の住所大分県国東市安岐町向陽台７番地２、死亡の場所大分県国東市、死亡年月日平成23年８月22日、出生の場所佐賀県唐津市、出生年月日昭和18年２月７日、職業不詳

被相続人　亡　川本　晃久

催告期間満了日　平成28年３月22日

大分家庭裁判所杵築支部